

山口県中小企業団体中央会 web 広告掲載要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、山口県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）が管理する web サイト(axis.or.jp)に掲載する広告（以下「web 広告」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「web 広告」とは、web 広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の指定する web サイトにリンクする機能を有するものをいう。

(web 広告の掲載位置)

第 3 条 web 広告を掲載する位置は、中央会 web サイトのトップページであり、かつ、中央会が指定する位置とする。

(web 広告の種類、規格)

第 4 条 web 広告の種類及び規格は、次のとおりとする。

(1) web 広告の種類 バナー広告

(2) バナー広告の規格

大きさ 縦 80 ピクセル 横 240 ピクセル

形式 GIF(アニメーション不可)、JPEG、PNG

(web 広告の掲載者)

第 5 条 web 広告を掲載できるのは、中央会の会員とする。

(web 広告の掲載期間)

第 6 条 web 広告を掲載する期間は、6 か月または 1 年のいずれかとする。但し、掲載期間満了までに期間延長の申し込みがあった場合は、掲載期間を 6 か月単位で延長できる。

2 web 広告の掲載を開始する日は、当該 web 広告の掲載を開始する月の初日とし、掲載を終了する日は、当該 web 広告の掲載を終了する月の末日とする。

(web 広告掲載の申し込み)

第 7 条 web 広告の掲載を希望する者は、原則として広告掲載希望日の 1 か月前までに「山口県中小企業団体中央会 web 広告掲載申込書」（様式第 1 号）により、中央会に申し込むものとする。

2 web 広告掲載期間の延長を希望する者は、原則として終了日の 1 か月前までに「山口県中小企業団体中央会 web 広告掲載変更申込書」（様式第 2 号）により、中央会に申し

込むものとする。

(web 広告掲載の決定)

第 8 条 中央会は、web 広告掲載の申し込みがあった場合は、その内容（リンク先の web サイトを含む。）について、この要綱の規定に基づき広告掲載の可否を決定するものとする。なお、申し込みが web 広告の枠数を超える場合には、次の各号に適合するものを優先して広告主を決定するものとする。この場合、同じ順位のとときは、掲載希望月数の多いものを優先するものとする。

- (1) 県内に主たる事業所、営業所、店舗等を有するもの
- (2) web 広告の掲載回数の少ないもの
- (3) 直近に web 広告を掲載していないもの

2 中央会は、前項によるも、なお優先順位を決定することができない場合は、先着順により決定するものとする。

3 中央会は、広告掲載の可否を決定したときは、当該申込者に対し、申し込みを受けた日から 15 日以内にその旨を通知するものとする。

(禁止事項)

第 9 条 広告主は、次の各号に該当する広告を行ってはならない。

- (1) 中央会もしくは第三者の著作権・商標権等の知的財産権を侵害する広告、またはそのおそれのある広告
- (2) 中央会もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する広告、またはそのおそれのある広告
- (3) 中央会もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、中央会もしくは第三者への差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する広告
- (4) 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、またはそのおそれの高い広告
- (5) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待に当たる画像、文書等を送信または掲載する広告
- (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれにつき勧誘する広告
- (7) 情報を改ざんまたは消去する広告
- (8) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する広告
- (9) 設置後は本サービスにおいて広告主が直接操作可能となるサーバー、ネットワーク機器等の設備（広告主が設置するものを含み以下「サーバー設備」という）、または中央会のルータ機器、バックボーン設備、回線設備、電源設備その他の中央会が本サービスを提供するにあたり用いる設備等（ただし、サーバ設備は除く）（以下「電気通信設備等」という）に不正にアクセスする広告
- (10) 他者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等を目的とした電子メール（スパムメール等）

や他者が嫌悪感を抱く電子メール（嫌がらせメール）等を送信する広告、他者のメール受信を妨害する広告、連鎖的な電子メールの転送を依頼する広告（チェーンメール）および当該依頼に応じて電子メールを転送する広告

- (11) 中央会もしくは第三者の設備等またはサーバー設備もしくは電気通信設備等の利用もしくは運営に支障を与える広告、または与えるおそれのある広告
- (12) 第三者の通信に支障を与える方法またはそのおそれのある広告
- (13) 中央会の本サービスの提供を妨害する、または妨害するおそれのある広告
- (14) 違法に賭博・ギャンブルを行い、または勧誘する広告
- (15) 違法広告（けん銃等の譲渡、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を直接的かつ明示的に請負、仲介、または誘引（他人に依頼することを含む）する広告
- (16) 人の殺害現場等の残虐な情報、動物を虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を掲載し、または不特定多数の者にあてて送信する広告
- (17) 人を自殺に誘引または勧誘する広告
- (18) 犯罪や違法広告に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を不特定の者をしてウェブページに掲載等させることを助長する広告
- (19) 他の広告主や第三者に著しく迷惑をかけ、または社会的に許されないような広告
- (20) 公序良俗に反する広告またはそのおそれのある広告
- (21) 法令に違反する広告またはそのおそれのある広告
- (22) その広告が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その広告を助長する態様または目的でリンクをはる広告

（web 広告原稿の作成及び提出）

第 10 条 web 広告掲載の通知を受けた広告主は、中央会の指定する期日までに、web 広告原稿を中央会に提出するものとする。

2 web 広告原稿の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

3 中央会は、提出された web 広告原稿の内容がこの要綱に反すると認められる場合は、広告主に対して修正を求めることができるものとする。

（web 広告掲載料及び納入方法）

第 11 条 web 広告掲載料は、1 枠につき 1 年当たり 12,000 円（1 か月当たり 1,000 円、消費税及び地方消費税を含まない。）とする。

2 web 広告掲載料は、中央会が発行する請求書に基づき、中央会が指定する期日までに、金融機関振込により一括して前納するものとする。この場合、振込手数料は、広告主の負担とする。

(web 広告掲載の取り消し)

第 12 条 中央会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに web 広告の掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 定められた期日までに web 広告原稿が提出されないとき
- (2) 定められた期日までに web 広告掲載料が納付されないとき
- (3) web 広告(リンク先の web サイトを含む。)がこの要綱に反すると認められるとき

2 中央会は、web 広告掲載を取り消した場合は、広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

3 中央会は、web 広告掲載を取り消した場合で、既に web 広告掲載料が納付されているときは、納付済みの web 広告掲載料は返還しない。

(web 広告掲載の中止)

第 13 条 広告主は、自己の都合により、web 広告の掲載を中止することができる。

2 広告主は、web 広告掲載を中止するときは、「山口県中小企業団体中央会 web 広告掲載変更申込書」(様式第 2 号)により中央会に申し出なければならない。

3 中央会は、前項の規定により申し出を受けた場合で、既に web 広告掲載料が納付されているときは、納付済みの web 広告掲載料は返還しない。但し、広告掲載の取消しを通知した日の属する月の翌月以降に係る広告掲載料は返還する。その場合、返還する web 広告掲載料には、利子を付さないものとする。

4 中央会は、前第 2 項の規定により掲載の中止を受け付けた広告の枠については、新たに広告を公募することができるものとする。

(web 広告掲載料の返還)

第 14 条 中央会は、広告主の責に帰さない事由により、web 広告の掲載期間において当該 web 広告を掲載しなかったときは、web 広告掲載料について、掲載しなかった日数に応じて、日割り計算により算出した金額を広告主に返還する。但し、当該 web 広告を掲載しなかった期間が当該月中において 1 日未満の場合は返還しないものとする。

2 中央会は、上記の内容にかかわらず、次に掲げる理由により、中央会が web サイト運営を一時停止した場合は、その web 広告掲載料を返還しないものとする。但し、一時停止の期間が 2 日を超える場合は、上記に準じて web 広告掲載料を返還する。

- (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

3 中央会は、前第 1 項及び第 2 項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さないものとする。

(web 広告の変更)

第 15 条 広告主は、当該 web 広告の内容を原則として 1 月単位で変更することができるも

のとする。

- 2 広告主は、バナー広告を変更しようとする場合は、「山口県中小企業団体中央会 web 広告掲載変更申込書」（様式第 2 号）及びバナー広告原稿を、変更を依頼する日の 15 日前までに提出するものとする。
- 3 バナー広告原稿の修正に関する取扱は、第 9 条第 2 項及び第 3 項の規定に準ずるものとする。

（リンク先の変更）

第 16 条 広告主は、web 広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して 15 日前までに「山口県中小企業団体中央会 web 広告掲載変更申込書」（様式第 2 号）を提出するものとする。

（広告主の責務）

- 第 17 条** 広告主は、web 広告の内容その他 web 広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不当な処理、第三者に不利益を与える広告その他の不正な広告を行ってはならない。
- 2 広告主は、web 広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

（損害賠償）

第 18 条 中央会は、広告主の責に帰すべき事由により損害を被った場合には、広告主に対し損害賠償を請求することができるものとする。なお、損害の額が明らかでない場合は、100,000 円を損害賠償額とする。

（協議）

第 19 条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、中央会と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（その他）

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、web 広告の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

山口県中小企業団体中央会 web 広告掲載申込書

平成 年 月 日

山口県中小企業団体中央会会長 様

申込者

住所

名称

代表者

印

山口県中小企業団体中央会 web サイトに広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。
申込みに当たっては、山口県中小企業団体中央会広告掲載要綱の内容を遵守します。

記

希望枠数	枠
希望期間 (掲載期間は、半年単位です)	開始日 平成 年 月 日から
	終了日 平成 年 月 日まで
リンク先 web サイトの内容	
リンク先URL	

連絡先

- (1) 住所
- (2) 担当者名
- (3) 電話
- (4) FAX
- (5) E-mail

様式第2号

山口県中小企業団体中央会 web 広告掲載変更申込書

平成 年 月 日

山口県中小企業団体中央会会長 様

申込者

住所

名称

代表者

印

山口県中小企業団体中央会 web サイト掲載している広告内容を変更したいので、下記のとおり申し込みます。

記

変更する内容

希望枠数	枠
希望期間 (掲載期間は、半年単位です)	開始日 平成 年 月 日から
	終了日 平成 年 月 日まで
リンク先 web サイトの内容	
リンク先URL	

連絡先

- (1) 住所
- (2) 担当者名
- (3) 電話
- (4) FAX
- (5) E-mail